

2017年4月13日

伊方原発広島裁判原告団声明

伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件： 即時抗告に寄せて

去る3月30日の本事件広島地方裁判所決定（以下吉岡決定）は、私たちにとって全く承服しがたいものでした。

吉岡決定は、「…ある特定の原発の運転差止仮処分を求める複数の申立てが別々の地裁で審理されている状況下も見られる。そのような中で、審理対象とされる原発によって、又は、同一の原発について審理する裁判所によって、司法審査の枠組みが区々となることは、事案の性質上、望ましいとは言えない。」と述べ、司法審査の枠組みの統一化を求めました。

しかし日本国憲法はその76条第3項で「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と述べ、司法権の独立のみならず裁判官個々の独立性を求めています。この条項に照らしてみれば、吉岡決定においても司法審査の枠組みから自らの頭で考え抜いて欲しかったと思います。

さらに吉岡決定は、司法審査の枠組みを、川内原発稼働等差止仮処分命令申立事件における福岡高裁宮崎支部決定（以下福岡高裁決定）に求め、それを司法審査の枠組みとした上で、私たちの申立却下の理由としました。

吉岡決定が司法判断の枠組みとして仰いだ福岡高裁決定は、

「同委員会（原子力規制委員会のこと）が策定した新規制基準の内容及び同委員会が示した当該原子炉施設に係る新規制基準への適合性判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。この安全目標が達成される場合には、健康被害につながる程度の放射性物質の放出を伴うような重大事故発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことができると考えられる。」と述べ事実上原発の重大事故発生を容認するものでした。

仮に個々の裁判官が、自ら以外に「司法審査の枠組み」を求めるなら、それは最高裁の判断でしょう。仮処分事件ではありませんが、原発裁判での最高裁の判例は1992年（平成4年）10月29日の伊方原発最高裁判決でしょう。この最高裁の判断は、

「…当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにある」と述べ、原発は万が一にも重大事故を起こしてはならない、としています。

(最高裁判所判例集 要旨判例全文 4頁)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/276/054276_hanrei.pdf

この時の判決は、原発安全神話時代で、当時の原子力安全・保安院および原子力安全委員会の審査に合格した原発は重大事故を起こさない、として住民側敗訴となりましたが、その後の福島原発事故発生でこの最高裁判決が誤りであったことが明確になりました。

前述福岡高裁決定は、この最高裁判決のうち、「審査に合格した原発は万が一にでも重大事故を起こさない」という判断の枠組みを「審査に合格した原発は、社会通念上許されない重大事故は起こさない」と言い換えたものに過ぎません。これを今回吉岡決定は丸ごと踏襲したのです。

結論として誤りではありましたが、しかし92年最高裁判決は、明らかに「原発は万が一にでも重大事故を起こしてはならない」という点にその判断枠組みのすべての前提があるわけで、この肝心な点を「司法審査の枠組み」から外すべきではありません。仮に裁判所が審査の枠組みを統一化したいというのなら、92年最高裁判決の趣旨、「原発は万が一にでも重大事故を起こしてはならない」を唯一の枠組みとすべきでしょう。

即時抗告審査においては、司法権の独立及び裁判官の独立を完全に達成され、あえて司法審査の枠組みを求めるなら、「原発は万が一にも重大事故を起こしてはならない」とする伊方最高裁判決の判断を唯一の枠組みとされることを望みます。

そして司法が、第二の福島原発事故発生に対する最大の防波堤になってくれることを強く希望します。

伊方原発広島裁判原告団